

氏名	神谷力 かみ や ちから
学位の種類	法学博士
学位記番号	論法博第52号
学位授与の日付	昭和55年11月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	家と村の法史研究

論文調査委員 (主査) 教授 中沢 巷一 教授 上山安敏 教授 林 良平

論文内容の要旨

本論文は、わが国の近代法形成過程(=明治前期)の村と家との法史研究の為には、単に中央の政策と法令の検討のみでは不十分であるとの問題意識のもとに、主として愛知県下の村方資料を素材として、近代化・統一化を志向する中央の法令に触れて、農村や農民家族の伝統的な生ける規範がどのような態様を示したか、その接受・交錯の具体的過程を多角的に描き出そうとしたものであり、七章から成っている。

第一章「族団と<家>」は家に関する前半三章の総論にあたる。ここで著者は農民の親族組織を同族と親族(戸主を中心とした血族および姻族)とに分け、地域・階層による差異を認めつつも、全体としては、親族構成の比重が同族から各戸の血族・姻族へ推移することを、主として東三河山間部の村方資料を用いて例証する。このような族縁的拘束から「家」が解放される過程については、従来の法史研究が専ら公法的諸制度との関連からこれをとりあげ、また法社会学・農村社会学が同族重視に傾きすぎていたとして、著者は史料の具体的分析を通じて、親族会議など農民の親族組織の機能を検討し、その変化の背景にある政治的社会的要因にも考察を加えたのである。

第二章「附籍と<家>」は、主として南信濃・東三河・東美濃の豊富な村方資料により、これまで未開拓であった附籍制度の全過程を網羅的に解明しようとしたものである。附籍制度の有した様々な機能を明らかにし、ひいては扶養・雇傭の問題にも触れ、更には附籍をめぐる生じた徴兵免役、煩雑な戸籍事務の問題に対する政府部内の論議をも考究した上で、現実の生活共同関係を捨象した戸籍簿と明治民法の<家>の成立過程において、附籍制度が果たした役割を論じている。

第三章「相続人不存在と<家>」においては、従来殆ど論じられなかった相続人曠缺制度をとりあげ、明治十年代におけるその形成と制度の内容(態様と要件、相続財産の管理と清算)を、政府法令および地方庁の布達、そして愛知県下の若干の村方資料によって、克明に検討している。

第四章「<村>と<家>」は村に関する後半四章の総論にあたる。従来の法史研究が、この時期の国家権力による村共同体の支配をきわめて図式的概念的に把握するか、あるいは中央法令に基づいて制度的な分析にのみ終始したとの反省から、著者はここでも愛知県下の村方資料の丹念な分析に基づいて、町村制

施行前の村方に対する支配体制の動態を明らかにしようとしている。大小区制，三新法制，戸長管区制の三期に分け，中央政府と地方庁が旧来の〈村〉や村民との対抗関係のなかで，制度改正を重ねながら次第に地主・上層農民を地方行政機構の末端にとりこみ，下からの抵抗の障壁とした経緯が検証される。このような過程において，村落共同体を媒介とする権力と〈家〉との繋がりにも変化を生じ，村落は〈行政単位としての村〉と〈生活共同体としての村〉とに分化し，これが明治町村制における行政村と部落の歴史的原型を形成すると結論する。

第五章「〈村〉と入会」は，愛知県下の二ヶ村の村持入会地を事例として，前章でみた村方体制の変容と地主制の成長の絡みあいの中での村持入会地の帰属関係を追求したものである。民有地としての村持入会地は，初め〈村〉に帰属し，寄合制による〈村民〉総体の意思で管理運営されていたが，農民の階層分化が進み三新法体制下で上層農民の村方支配が確立すると，村持入会地の共同利用関係が解体したり，帰属が〈村会〉に移って上層農民が管理運営することになったとする。

第六章「〈村〉と規約」は，著者が十余年の歳月をかけて蒐集した三河・東濃・南信地方の227件の近代村法の整理・分析を基礎にして，近代村法の構造と機能を論じたものである。まず近代村法の存在様式・制定主体・規定内容（殊に制裁規定）について近世村法との比較を行い，その特質を明らかにしたのち，地方制度の変遷にともない近代村法の内容と機能が展開変貌していく様相を明治全期を通じて検討し，大勢としては村規約が次第に国家法化されるにも拘らず，旧村部落において，その伝統的な生活共同体の実質を保つに必要な範囲内で，独自の自治的規範を成文化していた事実を指摘する。

第七章「〈村〉と軽犯罪法」では，愛知県の違式註違条例と違警罪罰則の規定を分類・整理し，違警罪罰則が改正を重ねて行く過程で，伝統的な儒教的教令事項が削除されて，〈村〉共同体の規制の中に再び吸収されたり，あるいは戸長役場の吏員心得規則の中で生かされる一方，違警罪罰則はますます地方独自の刑罰法令としての性格を高め，警察官による取締りについては警察政治の有力な楨桿になったとする。

論文審査の結果の要旨

明治前期の家と村に関する法史研究は，従来，主として中央の法令とそれを受けた地方庁の布達・伺などに依拠してきた。それでは分析の視角が偏るので，在地資料を併用した総合的研究の必要性が常に叫ばれ，またその努力も重ねられてきている。本論文はこの問題点を真正面から受けとめ，十余年の歳月をかけて自ら蒐集した村法の法令資料，法的生活資料を分析の基底に据え，中央の法令の具体的な反映を考究しようとしている。徒勞を覚悟で足を棒にしなければよき成果を得られぬのがこの種の資料蒐集であって，多大の時間と労力と費用を費し，敢えてこの困難な作業に挑んだ著者の努力はまず第一に評価されねばなるまい。

本論文はこのように独自の村方資料を素材に，従来の研究成果を十分咀嚼した上で，〈村〉と〈家〉の総合的再検討を試みている（第一章・第四章）。またそれまで未開拓であった研究テーマについて全体的解明を試み（第二章・第三章），特定の問題について中央の法令と蒐集資料との総合把握から新しい見解を提示し（第五章・第七章），更には多数の資料の蒐集によって近代村法の全容を明らかにした（第六章）。

勿論本論文で展開される問題点の指摘・史料操作・結論のすべてが首肯されるとは限らないであろう。また平板な制度史的把握を排して、著者が積極的に企図した、隣接科学（法社会学、政治史、経済史など）の援用による制度自体の法的機能の究明と在地の伝統的な社会規範の検討も、所論の全過程が必ずしも成功しているとはいえないかも知れない。しかし著者自ら実証の限界と地域的限定については慎重に留意しており、又先人の業績の吟味の上に立って明快且つ卒直に問題提起を行っていることは、直ちに追験と次なる研究の発展を可能にするものであり、資料を主体とした研究にあり勝ちな独善性が見られぬのは、学問的誠実さとして評価できるであろう。

本論文は、日本法制史の研究分野の中では比較的層の薄い明治前期の村と家とをテーマに、新しい視角からの総合把握を目指した、著者十余年の研究成果の結晶であり、この分野の研究に多大の寄与をなすものであることは疑いのないところである。

以上の理由により、本論文は、法学博士の学位を授与するに価するものと認める。